

氏名	伊藤孝夫
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	論法博第132号
学位授与の日付	平成13年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	大正デモクラシー期の法と社会

論文調査委員 (主査) 教授 伊藤之雄 教授 田中成明 教授 棚瀬孝雄

### 論文内容の要旨

本論文の主題は、戦間期、主として1920年代の日本法の構造変化を、社会変化との相互関係の下に具体的に分析することである。

20年代の日本法の転換については、近代法史・法思想史の先行研究において、これを法秩序の「近代化」の実質的な定着過程と、「現代法化」の端緒的出現の過程との二重構造として把握する見解が、すでに図式的には提起されてきた。本論文は、これを史料的に精密にあとづけ、その構図の妥当性を検証することを目指すものである。この目的のためにとくに本論文で用いられた手法の特徴は、法と社会の変化を記述していく作業において、両者を媒介する位置にある「法律家」の存在に着目する点にある。法秩序の転換を人物を媒介にして記述するという本論文の課題は、いわゆる大正デモクラシーの潮流内における法学・法律家の位置を明らかにする、という課題と重なり合うことになる。

第一章では、いわば総論的叙述として、この時期の法律家の言論や活動に焦点を置き、それらに対する社会変動の影響、また逆に彼等の実践が現実社会に及ぼしていったインパクト、その結果生み出された法思想の特質、等の多面的な検証が行われる。まず大学において、吉野作造の民本主義の登場に呼応して、美濃部達吉・佐々木惣一の憲法学、末弘厳太郎の民法学等が登場し、社会参加への関心を強めた学生層の強い支持を集めたこと、一方では上杉慎吉を中心に、こうした潮流への反発も生じていたことが指摘される。次いで法曹界において、平沼騏一郎・鈴木喜三郎らの「司法関」が台頭する一方で、弁護士集団による政治参加の傾向の強まりが見られることが指摘され、とくに自由法曹団の成立やこの時期における社会運動への弁護士の関与については、当時の新聞・法律雑誌記事等を用いて、詳しい考証を行っている。こうした人的・思想的布置を確認したうえで、具体的に展開した法の動向として、「法律の社会化」論および「淳風美俗」論をめぐる論争やそれらと結びついていた立法活動が検討され、とくに末弘が関与した小作立法の局面にも焦点があてられる。そしてこの時期の法状況はたしかに、社会内部における適切な資源配分を可能にするための新たな法的制度設計、すなわち法秩序の「現代的」転形を要求し始めるに至っていたが、しかしその要求を先導していた活発な社会運動の展開は、これを国家秩序への脅威として意識しそれらの運動を強権的に圧殺しようとする反応をも引き出していたのであり、こうした国家的価値の膨張の試みに反駁し近代市民法秩序を擁護するという課題が、この時期に切実な意味をもたざるを得なかったと結論づけている。

第二章以下はいわば各論にあたり、第一章で検討した「法学における大正デモクラシー状況」が、現実の法をいかに動かす、法秩序がいかに再編されていったか、に関するケース・スタディを構成する。

第二章では、大正期労働問題の焦点であった治安警察法第十七条問題が取り上げられる。労働運動弾圧法規の代表として批判の対象となった同条が、撤廃されるに至るまでの過程を、立法作業と司法実務の動向、政治情勢と労働運動の動向、末弘をはじめとする法学者の言論などを有機的に組み合わせ立体的に明らかにすることが試みられている。そして、十七条撤廃に代表される20年代労働立法の成果は、たしかに限界づけられたものではあったが、大正デモクラシーの法学的潮流が獲得した一つの真正な成果であり、日本近代法の展開過程における重要な一階梯として認識されるべき必要があると、結論している。

第三章では、明治憲法体制の最大の欠陥であったといえる政軍関係の問題が、明治憲法第十二条・編制大権規定の解釈をめぐる法と政治の動向の検討を通じて考察される。本来、議会と政府との関係を念頭において規定された憲法第十二条が、軍事予算を安定的に確保しようとする軍事組織内部の要求にもとづく論理に従って、内閣と軍部、さらに軍政機関と軍令機関との関係へと、法解釈が敷衍されていった過程が明らかにされる。議会や歴代の内閣からは、立憲主義の観点から、こうした法解釈によって支えられた軍事組織の特権的構造を改革しようとする試みも現れた。またそれは美濃部や佐々木をはじめとする法学者たちによって支持されていた。それにもかかわらず、ついに護憲三派内閣以後の政党内閣期にも実現しなかったこと、そのことは、大正デモクラシー期の立憲主義的改革の動きの大いなる挫折であったと評価せざるを得ないこと、が論じられる。

第四章では、内地における治安維持法適用第一号となった学連事件の検挙過程が検証される。大正デモクラシーの限界を露呈させて成立した治安維持法の、最初の発動が、帝国大学を中心とする学生グループに向かってなされたとき、大学人とりわけ法学者たちがどのように対応したかは、大正デモクラシー期法思想の真価を問う試金石とすべき事態であった。その観点から、裁判記録・大学史史料等を用いてその検挙過程を克明にたどり、法治主義の観点から佐々木をはじめとする法学者が明確な抗議の声を挙げたこと、しかし現実の検挙過程はそれを封殺するかたちで進行していったこと、が明らかにされている。

最後に結語において、20年代日本の法状況を、普通選挙制度や社会運動の各要求が体现する「現代法化」に対応する制度設計の課題と、治安維持法への批判に体现される市民法的基盤の擁護の課題との複合にあったことを再確認し、さらにその背景としての、社会の全般的高度化の過程の存在が指摘されて考察を終えている。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、主として1920年代の日本の法の構造変化を、法学者や法曹の役割に新たな光をあてつつ、社会の変化との相互関係に留意して、具体的に論じたものである。

第一に本論文は、1920年代の日本法の転換を、法秩序の「近代化」の実質的な定着過程と、「現代法化」の端緒的出現の過程として把握できることを、実証的に示した。日本の近代法秩序については、その特異性や後進性を過度に強調する考え方も根強く残っている。それに対し、法秩序の「近代化」がかなり達成され、また「現代法化」のめばえも見られるとの仮説もあるが、十分に実証されたものではない。本論文は、治安警察法第十七条撤廃問題・編制大権の解釈と運用の問題・京都学連事件の検挙過程に対する具体的な分析を行い、それを通して、労働者の争議を起こす権利が認められていくこと、編制大権は軍令・軍政の混成事務の問題であるとの解釈が定着し、実質的に軍政が軍令をコントロールしていくこと、大学で学生が社会科学を研究する自由や、寄宿舎に学生監の許可なく警察官が立ち入ることへの制約や検束手続きへの制約が形成されたこと等、法秩序の「近代化」の到達点と、それらへの過程を明らかにした。これらの到達点は、おおむね1925年前後がピークであり、その後は、「近代化」は停滞または後退していくという指摘も、興味深い。また本論文は、「現代法化」という新しい視点からも論証を行っている。それは、経営者側が、1920年代に従来の温情主義から、経営者側と労働者の立場が異なることを前提として、利害の妥協を図っていく、協調主義に変わっていくということである。この変化は、第二次世界大戦を経て、日本の社会に定着していく。

第二に、本論文は、この時期の法律家の言論や活動を、そのテーマに関して、従来必ずしも十分に用いられていない新聞や法律雑誌の記事などを丹念に集めることにより、明らかにした。大学において、美濃部達吉・佐々木惣一の憲法学、末弘厳太郎の民法学などが登場し、社会参加への関心を強めた学生層の強い支持を集めたことや、自由法曹団の成立や弁護士集団による政治参加や社会運動への関与についての実証などの面で、研究を進展させた。なお、実証という面では、大正デモクラシー期法思想の真価を問う試金石とすべき、京都学連事件の検挙過程と、裁判過程の考証は、本論文の著者の史実確定の能力を十分に示しているといえる。

もっとも本論文は、「現代法化」を一つの枠組みとしているが、「近代化」と関連づけ、「現代法化」とは何かを、現代と1920年代を貫く、明確な枠組みを提示する形では構成されていない。また、1920年代に弁護士が社会運動に関与した基盤なども、弁護士の活動に即して、具体的なイメージが出されていないなど、まだ深めるべき余地もないわけではない。しかし、

本論文は1920年代の日本法の構造変化を、それまでの時期を視野に入れて具体的に跡づけ、理論的考察の土台を提供した点で、大きな意義を持つものといえよう。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいと認める。

なお、平成13年6月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。